

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	
②事務の概要	1. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給するものである。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、支給要件の判定及び支給に関する事務で取り扱う。	
③システムの名称	1. 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
住民税非課税世帯等臨時特別給付金受給者台帳管理ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和3年内閣府、総務省告示第1号)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和3年内閣府、総務省告示第2号)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部福祉総務課	
②所属長の役職名	保健福祉部福祉総務課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部福祉総務課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部福祉総務課 電話番号042-544-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月26日	評価書名	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価	事後	
令和4年10月26日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	昭島市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関するにおける特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	昭島市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年10月26日	I－1－① 事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	事後	
令和4年10月26日	I－3－③ 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の100の項	番号法第9条第1項及び別表第一の101の項	事後	
令和4年10月26日	I－3－③ 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第74条	事後	
令和4年10月26日	I－3－③ 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和3年内閣府、総務省告示第一号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和3年内閣府、総務省告示第一号)	事後	
令和4年10月26日	Ⅱ－1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年10月26日	Ⅱ－1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年9月8日	Ⅱ－1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年7月26日時点	事後	
令和5年9月8日	Ⅱ－1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年7月26日時点	事後	